

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高知市 個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容 ※	<p>高知市では、以下の個人住民税に関する事務において、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に則り、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 宛名管理 住民基本台帳システムと連携し、個人住民税業務で必要とされる送付先宛名などの個人情報を管理する事務。2. 課税準備事務 住民税申告書提出依頼事務 申告が必要な者に住民税申告書を送付し、申告を促す事務。3. 各種課税資料の受付事務 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所に給与支払報告書及び総括表を送付及び総括後の給与支払報告書の受付。 (2) 住民税申告書受付及び確定申告書等各種資料せんの受領(紙、国税連携電子データ) (3) 公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX) (4) 他市町村への資料回送 正当な提出先へ該当資料を回送する。 (5) 他市町村からの回送資料の受領 誤って他市町村に提出された本市分資料を受領する。 (6) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受付(紙、eLTAX)4. 賦課決定事務 課税資料として受け付けた個人毎の複数の課税資料に基づき、所得および各種控除の精査を行い、税額を決定し納税義務者へ通知する事務。5. 賦課決定変更事務 賦課決定後に本市による調査や、税務署からの修正申告書若しくは更正決議書等により賦課額に異動が生じる場合に、賦課内容を変更して納税義務者へ通知する事務。6. 調査事務 (1) 扶養控除等調査 本人申告により適用した配偶者・扶養・寡婦控除等について、各適用要件を確認し、申告内容に誤りがないか調査を行う事務。 (2) 税務署通知 本市が把握した扶養是正情報など確定申告書の訂正されるべき事項を所轄の税務署へ通知する事務。 (3) 資料課税 収集した法定資料(報酬・配当等)に基づき調査課税を行う事務。 (4) 市外住民登録者調査 本市に納税義務があると思われる本市に住民登録を置かない者に対して適正な課税を行うための調査事務。7. 給与特別徴収に関する事務 (1) 特別徴収義務者に特別徴収税額の通知を行う事務 (2) 特別徴収事業所について納税義務者の異動管理を行う事務 (3) 退職所得にかかる住民税申告書の受付8. 年金特別徴収に関する事務 (1) 年金保険者に特別徴収税額の通知を行う事務 (2) 年金保険者について納税義務者の異動管理を行う事務9. 証明発行事務 (1) 課税証明 所得・課税額等に関する証明書を発行する事務。 (2) 所得証明 所得内容に関する証明書を発行する事務。10. 統計事務 (1) 調定資料作成 賦課決定額の調定を集計する事務。 (2) 課税状況等の調 総務省令により課税統計「課税状況等の調」を作成する事務。11. 情報照会・情報提供・情報移転事務 (1) 情報の提供・情報の移転 地方税関係情報を、法令条例に基づき庁内で利用若しくは他団体に提供する事務。 (2) 情報の照会取得 調査権に基づき課税のために必要な生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、戸籍関係情報を、庁内若しくは他団体から入手する事務。12. 収納情報の連携 収納管理システムに税額等の情報を提供し、納付情報を取得する。

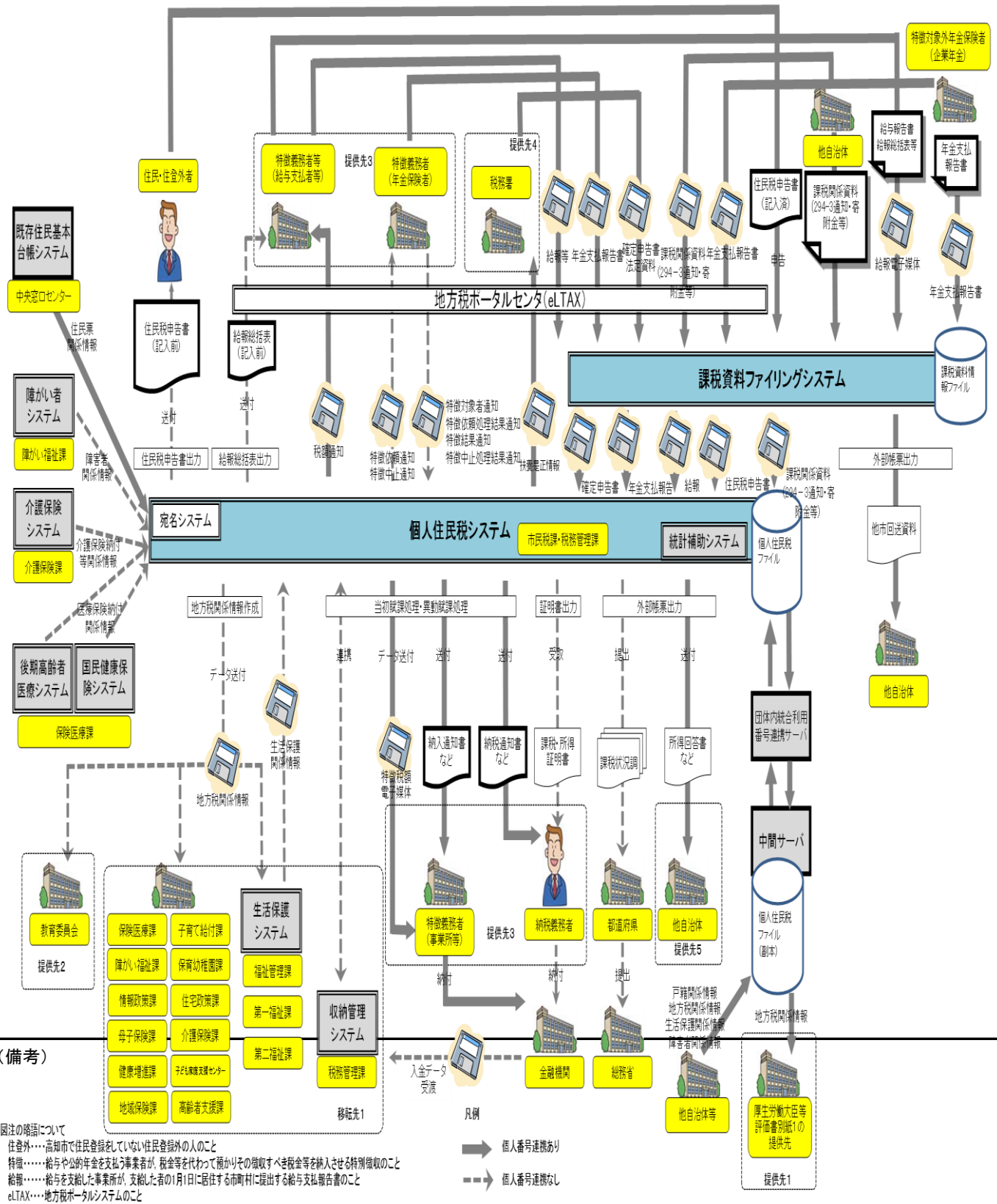
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	個人住民税システム(宛名を含む)	
②システムの機能	①宛名管理 ②(特別徴収)事業者管理 ③納税義務者及び被扶養者情報の管理 ④課税資料の管理 ⑤課税計算 ⑥徴収区分(普通徴収・給与特別徴収・年金特別徴収)管理 ⑦統計処理 ⑧証明発行	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (収納管理システム・課税資料ファイリングシステム)	
システム2		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	1. 符号管理 ・符号の取得を行う。 ・取得した符号と団体内統合宛名番号の紐付け管理を行う。 2. 情報照会 ・情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の情報照会を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の提供を求める。 3. 情報提供 ・情報提供対象となる特定個人情報(連携対象)の保有・管理を行う。 ・他情報保有機関から特定個人情報(連携対象)の提供の求めに対して、情報提供ネットワークシステムを通じて保有する情報を提供する。 4. 情報提供等記録管理 ・情報照会者と情報提供者との間で行った、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 ・個人情報保護条例に基づき、各情報保有機関の情報提供等記録の開示請求に対応する。 5. 副本管理 ・情報提供データベースへ特定個人情報(連携対象)を副本として登録する。 ・情報提供データベースに蓄積された副本の検索及び削除を行う。	
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	
システム3		
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ(連携サーバ)	
②システムの機能	業務横断的に宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行い、団体内統合宛名番号に代わる団体内統合利用番号を管理するためのサーバ。(統合連携機能)	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)	

システム4									
①システムの名称	審査システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)からの税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用) ・審査システム(eLTAX)には、個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する等の機能がある。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する等の機能がある。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用を開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する等の機能がある。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))									
システム6									
①システムの名称	課税資料ファイリングシステム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 納税義務者等より提出される紙媒体の課税資料をスキャニング、イメージ化し登録する。 2. 電子提出分の課税資料を取込み、疑似イメージ化し登録する。 3. 課税資料の資料番号・住民情報等を検索キーとし、イメージデータと紐付け、閲覧する。 4. イメージデータにアノテーションやメモ情報を付与する。 5. 国税連携より取り込んだデータのイメージを表示し、データ入力・出力を行う。 6. システムを使用するユーザ及びグループの登録、変更、削除を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税システム)									

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税ファイル 2. 課税資料情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・本市では、個人住民税に関する事務がシステム化されており、当該特定個人情報ファイルは、個人住民税情報の原本として取り扱われるものである。 ・課税資料のイメージ化を通じ、納税義務者に対する事務を効率的に行うことが出来る。
②実現が期待されるメリット	個人住民税情報を正確かつ効率的に管理できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第十六条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第四の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第二十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第二十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第六十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第六十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第六十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第六十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第七十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第七十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第七十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十四の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表八十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百二十四の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百二十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百二十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十四の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十四の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百七十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百七十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百七十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百七十三の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十八の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課 財務部 資産税課 市民協働部 中央窓口センター

②所属長の役職名	市民税課 課長 資産税課 課長 中央窓口センター 所長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日時点で住民基本台帳で管理されている者(地方税法第294条)、高知市内に家屋敷または事業所などを保有している者(地方税法第294条の2)、事実上高知市を生活の拠点としている者(地方税法第294条第3項)
その必要性	当該特定個人情報ファイルは、個人住民税情報の原本であり、地方税法に基づき、上記範囲の本人に関する正確な記録及び本人に関する記録の適正な管理を行う責務があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報及び4情報:課税対象者を正確に特定させるために保有する。 ・連絡先等情報:税額通知の送付先の把握のため保有する。 ・業務関係情報 ①国税関係情報:国税庁から確定申告書等の所得税にかかる情報を記録し、個人住民税額の算出を行い保有する。相互の税務調査のために保有する。 ②地方税関係情報:個人住民税の賦課決定、更正のために保有する。 ③医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため保有する。 ④障害者福祉関係情報:個人住民税の障害者控除等の適用可否の判定等を実施するために保有する。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うために保有する。 ⑥年金関係情報:年金支払者からの年金所得にかかる情報を記録し、個人住民税額の算出を行うために保有する。年金からの特別徴収税額を決定し通知するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用																			
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (中央窓口センター, 介護保険課, 保険医療課, 障がい福祉課, 福祉管理課, 税務管理課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (年金保険者)																		
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))																		
③入手の時期・頻度	<p>○個別的に本人から入手する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書, 市申告書の入手頻度(随時) <p>○評価実施機関内の他部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳異動関連情報の入手頻度(随時) ・介護保険料関連情報の入手頻度(随時) ・後期高齢者医療保険料関連情報の入手頻度(随時) ・国民健康保険料関連情報の入手頻度(随時) ・障がい福祉手帳業務の異動に伴う申請・届出の入手頻度(随時) ・精神障害者保健福祉手帳業務の異動に伴う申請・届出の入手頻度(随時) ・生活扶助の異動に伴う申請・届出の入手頻度(随時) <p>○行政機関・独立行政法人等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の入手頻度(随時) ・法定調書の入手頻度(随時) ・地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時) ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書(毎年1月末) <p>○民間事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書及び特別徴収異動届書等の入手頻度(随時) <p>○年金保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等支払報告書の入手頻度(随時) <p><中間サーバ・ソフトウェア> 中間サーバを使用して以下の情報を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関係情報 ・障害者関係情報 ・地方税関係情報 ・住民票関係情報 ・失業給付関係情報 ・戸籍関係情報 																		
④入手に係る妥当性	個別的に本人から入手する情報や評価実施機関内の他部署, 行政機関・独立行政法人等, 民間事業者, 年金保険者から入手する情報は, 地方税法の規定によるものである。																		
⑤本人への明示	本人に直接は明示していないが, 課税のために必要な情報であり, その情報については, 地方税法第317条の2第1項各号(納税義務者が申告書等に記載する事項)等に規定されている。																		
⑥使用目的 ※	地方税法に基づく個人住民税に関する正確な記録及びその記録の適正な管理のため。																		
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #ffff00;">変更の妥当性</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td>財務部 市民税課</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[100人以上500人未満]</td> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	非該当	使用部署 ※	財務部 市民税課	使用者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[100人以上500人未満]</td> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満		6) 1,000人以上		
変更の妥当性	非該当																		
使用部署 ※	財務部 市民税課																		
使用者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[100人以上500人未満]</td> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満		6) 1,000人以上								
[100人以上500人未満]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満																
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満																
	6) 1,000人以上																		
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認の為に個人番号を使用する。 ・確定申告書, 個人住民税の申告書, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書, 資料課税, 寄附金税額控除に係る申告特例通知書等の名寄せ判断に個人番号を使用する。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に, 住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者, 同一生計配偶者, 扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・住登外の納税義務者について, 生活保護関係情報, 障害者関係情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報, 失業給付関係情報, 戸籍関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 																		
⑨使用開始日	平成28年1月1日																		
⑩情報の特典 ※	課税根拠資料に記載された個人番号と, 対象者の個人番号を突合し, 個人番号の真正性を確認する。																		
⑪情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた個人を特定した統計や情報の分析は行わない。																		
⑫権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当無し。																		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1 情報システムの運用保守及び改修		
①委託内容	個人住民税システムの運用保守及び改修(中間サーバ、連携サーバを含む)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ. 2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
その妥当性	個人住民税情報を含む個人住民税システムの運用保守及び改修を委託しているため。 (注)システムの運用保守は、高度で専門的な知識・技能を要するため、職員による実施が困難	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムを構成するサーバ及び端末機を使用して特定個人情報を取り扱う。)	
⑤委託先名の確認方法	・高知市行政情報公開条例に基づき、契約関係書類の公開請求が可能。 ・契約の都度、高知市ホームページで業務名、契約相手方、契約期間、契約金額等を公表。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続きに基づき、委託先からの再委託承認申請書を審査のうえ、再委託承諾通知を行う。
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用保守業務
委託事項2 紙情報をコンピュータで処理可能な電子媒体へ入力する委託		
①委託内容	入力媒体作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ. 2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
その妥当性	短期間に大量に発生する事務であるとともに、専用の設備と高度な技能が必要であることから市内部での実施が困難であるため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満	

	5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	・高知市行政情報公開条例に基づき、契約関係書類の公開請求が可能。 ・契約の都度、高知市ホームページで業務名、契約相手方、契約期間、契約金額等を公表。
⑥委託先名	株式会社 高知電子計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/>] 再委託しない [] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (5) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する個人住民税関係情報の照会者(詳細は別紙1のとおり)
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号
②提供先における用途	(別紙1のとおり)
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <中間サーバ・ソフトウェア> 中間サーバを使用して以下の情報を提供する。 ・所得情報 ・扶養関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ. 2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	高知市教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第105号)第5条
②提供先における用途	就学援助に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高知市に居住し、高知市立学校等に在学する児童・生徒及びその保護者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	就学援助の申請に合わせて随時

提供先3	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第1号
②提供先における用途	特別徴収処理
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	賦課決定、賦課更正にあわせ毎月2回及び特別徴収義務者からの依頼時随時
提供先4	税務署
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号
②提供先における用途	税務署連絡せんで納税義務者の個人番号を確認
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年4回

提供先5	市町村
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号
②提供先における用途	地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)で納税義務者の個人番号を確認、寄附金税額控除に係る申告特例通知書
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先1	税務管理課、保険医療課、介護保険課、子育て給付課、福祉管理課、第一福祉課、第二福祉課、障がい福祉課、保育幼稚園課、住宅政策課、母子保健課、健康増進課、地域保健課、高齢者支援課、子ども家庭支援センター
①法令上の根拠	・高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条項番(13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 53, 69, 75, 76, 81, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 106, 124, 125, 132, 137, 144, 155, 158)
②移転先における用途	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条のとおり ・個人番号利用事務に係る各業務システムにおいて、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報を利用する。
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・賦課期日時点で高知市に住所を有する者とその扶養親族及び、過去に住所を有した者の一部 ・市町村内に家屋敷または事業所などを保有している者 ・事実上その市町村を生活の拠点としていることが判明した者
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><高知市における措置> ・カメラ監視付きの入退室管理を行っているサーバ室内で、鍵付き専用ラックに搭載されたサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p style="text-align: center;">[6年以上10年未満]</p> <p style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </p> <p>その妥当性</p> <p>個人住民税情報は、地方税法第17条の5により、納期限より7年間経過までは保管が必要。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><高知市における措置> ・サーバ内の特定個人情報については、サーバの機器更新時等にサーバの機器更新時等に完全に消去する。 ・バックアップ媒体については、破碎処理を実施。 ・申請書等の紙媒体については、焼却処理を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は高知市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう完全に消去を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈個人住民税システム〉

1期期割額, 2期期割額, 3期期割額, 4期期割額, 5期期割額, 6期期割額, 1月義務者数, 2月義務者数, 3月義務者数, 4月義務者数, 5月義務者数, 6月義務者数, 7月義務者数, 8月義務者数, 9月義務者数, 10月義務者数, 11月義務者数, 12月義務者数, 1月月割額, 2月月割額, 3月月割額, 4月月割額, 5月月割額, 6月月割額, 7月月割額, 8月月割額, 9月月割額, 10月月割額, 11月月割額, 12月月割額, 1月月割額計, 2月月割額計, 3月月割額計, 4月月割額計, 5月月割額計, 6月月割額計, 7月月割額計, 8月月割額計, 9月月割額計, 10月月割額計, 11月月割額計, 12月月割額計, 1月特徴個人番号, 2月特徴個人番号, 3月特徴個人番号, 4月特徴個人番号, 5月特徴個人番号, 6月特徴個人番号, 7月特徴個人番号, 8月特徴個人番号, 9月特徴個人番号, 10月特徴個人番号, 11月特徴個人番号, 12月特徴個人番号, 1月特徴指定番号, 2月特徴指定番号, 3月特徴指定番号, 4月特徴指定番号, 5月特徴指定番号, 6月特徴指定番号, 7月特徴指定番号, 8月特徴指定番号, 9月特徴指定番号, 10月特徴指定番号, 11月特徴指定番号, 12月特徴指定番号, カナ氏名, 宛名コード, 宛名付設状況区分, 異動事由, 異動年月日, 一括徴収月, 延滞金判定区分, 屋号, 乙欄, 寡夫, 寡婦一般, 寡婦特別, 課税保留区分, 開始期, 開始月, 外国人, 漢字氏名, 含前職区分, 給報提出年月日, 給報普徴希望区分, 給報報告人員, 給報未提出区分, 強制入力区分, 勤労学生, 均等割軽減区分, 減額区分, 減免額, 減免決定年月日, 減免事由, 減免申請年月日, 減免率, 個人基本異動事由, 個人番号採番区分, 呼出区分, 控除強制区分, 控対配, 控対配無, 控対配有, 控対配老, 同配, 更新時間, 更新日付, 更新年月日, 国保高額療養費支給額, 国保年間納付額, 国保年間賦課額, 催告書発送区分, 済期, 済月, 災害者, 市申送区分, 指定区分, 死別離別区分, 死亡退職, 氏名カナ, 氏名漢字, 資料異動事由, 資料区分, 資料提出年月日, 資料番号, 資料併合状態区分, 事業所異動事由, 事業所家屋数区分, 事業所個人番号, 事業所指定番号, 事業所送付区分, 事業所徴収区分, 事業所調査区分, 事業所閉鎖日, 次年度呼出区分, 次年度市申送区分, 受給者番号, 収納異動連番, 住所, 住所カナ, 住所漢字, 従業員異動事由, 純損失区分, 処理事由, 所得控除溢れ区分, 所得控除額, 所得控除区分, 所得控除件数, 所得税更正通知日, 所得税納税者番号, 消除区分, 障害者区分, 障害他人数, 障害同特人数, 障害特人数, 状態区分, 職業カナ, 職業コード, 世帯コード, 性別, 生活保護区分, 生年月日, 青色申告区分, 税額通知区分, 税額変更通知発布日, 税務署通報区分, 専従者控除額, 専従他人数, 専従配偶者, 総括表上受給者数, 総括表送付区分, 総括表未提出区分, 統柄コード, 他市町村区分, 対象者通知区分, 対象者通知受入処理日, 団体区分, 中途就退区分, 中途就退年月日, 帳票出力区分, 徴収区分, 通報年月日, 停止依頼区分, 停止依頼結果受入処理日, 停止依頼月, 停止依頼処理結果区分, 停止依頼処理日, 訂正書番号, 転勤元指定番号, 転勤先指定番号, 電話番号, 当初特徴通知出力区分, 統計区分, 特徴依頼処理結果区分, 特徴依頼処理結果受入処理日, 特徴依頼処理日, 特徴個人番号, 特徴最終個人番号, 特徴指定番号, 特徴処理結果区分, 特徴発布日, 特別徴収義務者コード, 年金コード, 年金特徴通知書番号1, 年金特徴通知書番号2, 年金納付額, 年金保険者用整理番号1, 年金保険者用整理番号2, 年調区分, 年度, 年特月割額, 納期限変更区分, 納税義務者数, 納税義務者数均等割, 納税義務者数所均, 納税義務者数所得割, 納税通知書番号, 納特開始年月, 納特区分, 納特終了年月, 納入書発送区分, 納入書不要区分, 配偶者宛名コード, 配偶者所得, 配特有, 発布日, 被扶養専従者異動事由, 被扶養専従者区分, 非課税区分, 非課税者数, 非課税証明区分, 夫あり, 扶養専従主宛名コード, 扶養専従主世帯コード, 扶養他人数, 扶養同老人数, 扶養特定済区分, 扶養特定人数, 扶養老人数, 普徴納通出力連番, 普徴発布日, 賦課異動事由, 賦課異動理由, 賦課個人区分, 賦課市外住所コード, 賦課氏名カナ, 賦課氏名漢字, 賦課住所枝番, 賦課住所小枝番, 賦課住所小字, 賦課住所町大字, 賦課住所番地, 賦課住所方書, 賦課住所方書コード, 方書, 法源番号, 法人成前事業所指定番号, 本人希望徴収区分, 本人専従区分, 本人他障, 本人特障, 未成年, 優先資料区分, 優先資料番号, 郵便番号, 予備, 履歴連番, 老年者, 記載欄識別, 番号区分, 資料個人番号, 元資料個人番号, 状態区分, 変更理由区分, 真正性確認日, レコード登録日, レコード登録時間, 最終更新日, 最終更新時間, 市区町村コード, ひとり親, 所得金額調整控除区分, 調整扶養, 申告不要, 森林環境税

〈中間サーバ・ソフトウェア〉

地方税関係情報, 情報提供用個人識別符号, 情報提供の記録

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 課税資料情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日時点で住民基本台帳で管理されている者(地方税法第294条)、高知市内に家屋敷または事業所などを保有している者(地方税法第294条の2)、事実上高知市を生活の拠点としている者(地方税法第294条第3項)
その必要性	当該特定個人情報ファイルは、地方税法に基づき、上記範囲の本人に関する正確な記録及び本人に関する記録の適正な管理を行う責務があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報及び4情報: 課税対象者を正確に特定させるために保有する。 ・連絡先等情報: 対象者の世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため保有する。 ・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁から確定申告書等の所得税にかかる情報を記録し、個人住民税額の算出を行い保有する。相互の税務調査のために保有する。 ②地方税関係情報: 個人住民税の賦課決定、更正のために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村担当課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (年金保険者)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子ファイル(eLTAX, 国税連携データ, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書))
③入手の時期・頻度	○個別的に本人から入手する事務 ・確定申告書, 市申告書の入手頻度(随時) ○行政機関・独立行政法人等 ・確定申告書の入手頻度(随時) ・法定調書の入手頻度(随時) ・地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時) ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書(毎年1月末) ○民間事業者 ・給与支払報告書及び特別徴収異動届書等の入手頻度(随時) ○年金保険者 ・公的年金等支払報告書の入手頻度(随時)
④入手に係る妥当性	個別的に本人から入手する情報や行政機関・独立行政法人等, 民間事業者, 年金保険者から入手する情報は, 地方税法の規定によるものである。
⑤本人への明示	本人に直接は明示していないが, 課税のために必要な情報であり, その情報については, 地方税法第317条の2第1項各号(納税義務者が申告書等に記載する事項)等に規定されている。
⑥使用目的 ※	地方税法に基づく個人住民税に関する正確な記録及びその記録の適正な管理のため。
	変更の妥当性 非該当
⑦使用の主体	使用部署 ※ 財務部 市民成果
	使用者数 [100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	課税資料のイメージを通じて, 本人確認の為に個人番号を利用する。
	情報の突合 ※ 課税根拠資料に記載された個人番号と, 対象者の課税資料イメージに記載されている個人番号を突合し, 個人番号の真正性を確認する。
	情報の統計分析 ※ 特定個人情報を用いた個人を特定した統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 該当無し。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	課税資料ファイリングシステムの運用保守及び改修
①委託内容	課税資料ファイリングシステムの運用保守及び改修
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ. 2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
その妥当性	個人住民税情報を含む個人住民税システムの運用保守及び改修を委託しているため。 (注)システムの運用保守は、高度で専門的な知識・技能を要するため、職員による実施が困難
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムを構成するサーバ及び端末機を使用して特定個人情報を取り扱う。)
⑤委託先名の確認方法	・高知市行政情報公開条例に基づき、契約関係書類の公開請求が可能。 ・契約の都度、高知市ホームページで業務名、契約相手方、契約期間、契約金額等を公表。
⑥委託先名	株式会社ジェイ エスクープ
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続きに基づき、委託先からの再委託承認申請書を審査のうえ、再委託承諾通知を行う。
⑨再委託事項	サーバ、OCR機器などの保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他市町村担当課
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号
②提供先における用途	賦課住所地となる他市町村で申告情報の登録を行うため
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	紙または電子による課税資料(給与支払報告書, 確定申告書, 公的年金等支払報告書等)で提出されたもののうち, 他市町村に課税資料回送すべき対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (PDFファイル)
⑦時期・頻度	毎年1月～3月の課税資料受付期間・随時

6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※	<p><高知市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラ監視付きの入退室管理を行っているサーバ室内で、鍵付き専用ラックに搭載されたサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要。 						
②保管期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">期間</td> <td style="width: 70%;"> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">1) 1年未満</div> <div style="text-align: center;">2) 1年</div> <div style="text-align: center;">3) 2年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">4) 3年</div> <div style="text-align: center;">5) 4年</div> <div style="text-align: center;">6) 5年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</div> <div style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</div> <div style="text-align: center;">9) 20年以上</div> </div> <div style="text-align: center;">10) 定められていない</div> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その妥当性</td> <td>個人住民税情報は、地方税法第17条の5により、納期限より7年間経過までは保管が必要。</td> </tr> </table>		期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">1) 1年未満</div> <div style="text-align: center;">2) 1年</div> <div style="text-align: center;">3) 2年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">4) 3年</div> <div style="text-align: center;">5) 4年</div> <div style="text-align: center;">6) 5年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</div> <div style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</div> <div style="text-align: center;">9) 20年以上</div> </div> <div style="text-align: center;">10) 定められていない</div>		その妥当性	個人住民税情報は、地方税法第17条の5により、納期限より7年間経過までは保管が必要。
	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">1) 1年未満</div> <div style="text-align: center;">2) 1年</div> <div style="text-align: center;">3) 2年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">4) 3年</div> <div style="text-align: center;">5) 4年</div> <div style="text-align: center;">6) 5年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</div> <div style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</div> <div style="text-align: center;">9) 20年以上</div> </div> <div style="text-align: center;">10) 定められていない</div>					
	その妥当性	個人住民税情報は、地方税法第17条の5により、納期限より7年間経過までは保管が必要。					
③消去方法	<p><高知市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ内の特定個人情報については、サーバの機器更新時等に完全に消去する。 ・バックアップ媒体については、破碎処理を実施。 ・申請書等の紙媒体については、焼却処理を行う。 						
7. 備考							

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈給与支払報告書項目〉

法定資料の種類、整理番号1、本支店等区分番号、提出義務者の住所(居所)又は所在地、提出義務者の氏名又は名称、提出義務者の電話番号、整理番号2、提出者の住所(居所)又は所在地、提出者の氏名又は名称、訂正表示、年分、支払を受ける者一住所又は居所、支払を受ける者一国外住所表示、支払を受ける者一氏名、支払を受ける者一役職名、種別、支払金額、未払金額、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、未徴収税額、(源泉)控除対象配偶者の有無、老人控除対象配偶者、配偶者(特別)控除の額、控除対象扶養親族の数一特定一主、控除対象扶養親族の数一特定一従、控除対象扶養親族の数一老人一主、控除対象扶養親族の数一老人一左の内訳、控除対象扶養親族の数一老人一従、控除対象扶養親族の数一その他一主、控除対象扶養親族の数一その他一従、障害者の数一特別障害者、障害者の数一左の内訳、障害者の数一その他、社会保険料等の金額、左の内訳(社会保険料等の金額の内訳)、生命保険料の控除額、地震保険料の控除額、住宅借入金等特別控除等の額、旧個人年金保険料の金額、配偶者の合計所得、旧長期損害保険料の金額、受給者の生年月日一元号、受給者の生年月日一年、受給者の生年月日一月、受給者の生年月日一日、夫あり、未成年者、乙欄適用、本人が一特別障害者、本人が一その他の障害者、高齢者、寡婦、寡夫、勤労学生、死亡退職、災害者、外国人、中途就・退職一中途就職・退職の区分、中途就・退職一年、中途就・退職一月、中途就・退職一日、他の支払者一住所(居所)又は所在地、他の支払者一国外住所表示、他の支払者一氏名又は名称、他の支払者一給与等の金額、他の支払者一徴収した金額、他の支払者一控除した社会保険料の金額、災害者に係る徴収猶予税額、他の支払者のもとを退職した年月日一年、他の支払者のもとを退職した年月日一月、他の支払者のもとを退職した年月日一日、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一年、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一月、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一日、住宅借入金等特別控除適用数、住宅借入金等特別控除可能額、住宅借入金等特別控除区分(1回目)、住宅借入金等の額(1回目)、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一年、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一月、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一日、住宅借入金等特別控除区分(2回目)、住宅借入金等の額(2回目)、摘要、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、16歳未満扶養親族の数、国民年金保険料等の金額、非居住者である親族の数、提出義務者の個人番号又は法人番号、支払を受ける者の個人番号、(源泉・特別)控除対象配偶者一フリガナ、(源泉・特別)控除対象配偶者一氏名、(源泉・特別)控除対象配偶者一区分、(源泉・特別)控除対象配偶者一個人番号、控除対象扶養親族一フリガナ、控除対象扶養親族一氏名、控除対象扶養親族一区分、控除対象扶養親族一個人番号、16歳未満の扶養親族一フリガナ、16歳未満の扶養親族一氏名、16歳未満の扶養親族一区分、16歳未満扶養親族一個人番号、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号、普通徴収、青色専従者、条約免除、支払を受ける者のフリガナ、受給者番号、提出先市町村コード、指定番号、基礎控除の額、所得金額調整控除額、ひとり親、資料番号

〈公的年金等支払報告書項目〉

法定資料の種類、整理番号1、本支店等区分番号、提出義務者の住所(居所)又は所在地、提出義務者の氏名(居所)又は名称、提出義務者の電話番号、整理番号2、提出者の住所(居所)又は所在地、提出者の氏名又は名称、訂正表示、年分、支払を受ける者一住所又は居所、支払を受ける者一国外住所表示、支払を受ける者一氏名、支払を受ける者一生年月日一元号、支払を受ける者一生年月日一年、支払を受ける者一生年月日一月、支払を受ける者一生年月日一日、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分一支払金額、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分一未払金額、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分一源泉徴収税額、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分一未徴収税額、所得税法第203条の3第2号・第5号適用分一支払金額、所得税法第203条の3第2号・第5号適用分一源泉徴収税額、所得税法第203条の3第2号・第5号適用分一未徴収税額、所得税法第203条の3第3号・第6号適用分一支払金額、所得税法第203条の3第3号・第6号適用分一未払金額、所得税法第203条の3第3号・第6号適用分一源泉徴収税額、所得税法第203条の3第3号・第6号適用分一未徴収税額、所得税法第203条の3第7号適用分一支払金額、所得税法第203条の3第7号適用分一未払金額、所得税法第203条の3第7号適用分一源泉徴収税額、所得税法第203条の3第7号適用分一未徴収税額、本人一特別障害者、本人一その他の障害者、本人一高齢者、源泉控除対象配偶者の有無等、控除対象扶養親族の数一老人、控除対象扶養親族の数一その他、障害者の数一特別障害者、障害者の数一その他、社会保険料の金額、控除対象扶養親族の数:特定、摘要、障害者の数:特別障害者のうち同居、本人一ひとり親・特別寡婦、本人一寡婦・寡夫、16歳未満の扶養親族の数、非居住者である親族の数、提出義務者の法人番号、支払を受ける者のフリガナ、支払を受ける者の個人番号、源泉控除対象配偶者一フリガナ、源泉控除対象配偶者一氏名、源泉控除対象配偶者一区分、源泉控除対象配偶者一個人番号、源泉控除対象配偶者一配偶者の合計所得、源泉控除対象配偶者一48万円以下、控除対象扶養親族一フリガナ、控除対象扶養親族一氏名、控除対象扶養親族一区分、控除対象扶養親族一個人番号、16歳未満の扶養親族一フリガナ、16歳未満の扶養親族一氏名、16歳未満の扶養親族一区分、16歳未満の扶養親族一個人番号、受給者番号、提出先市町村コード、指定番号(事業所番号)、資料番号

〈寄附金税額控除に係る申告特例通知書項目〉

手続ID、修正回数、通知年月日、回送先団体コード、回送先政令指定都市区コード、回送先区・事務所コード、回送先市(区町村)長、回送元団体コード、回送元市(区町村)長または都道府県知事、連絡先組織名、連絡先電話番号、年分、住所、フリガナ、氏名、個人番号、生年月日、電話番号、合計寄附金額、備考、団体間回送発行番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〔確定申告書項目〕

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 区分、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 控除額、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額、(免)表示、1月1日住所、1月1日住所の地方自治体コード、あなたの共有持分、あなたの持分に係る取得対価の額等、うち居住用部分の(床)面積、その他の税額控除、ファイル名、フリガナ、医療費控除、営業等、営業等(特例表示)、延納届出額、屋号、屋号・雅号、寡婦・寡夫控除、課税される所得金額、課税される所得金額又は第三表、課税期間(至)(月)、課税期間(至)(日)、課税期間(至)(年)、課税期間(至)(年号)、課税期間(自)(月)、課税期間(自)(日)、課税期間(自)(年)、課税期間(自)(年号)、介護医療保険料の計、開始(廃止)月日(月)、開始(廃止)月日(日)、開始・廃止の区分(区分コード)、開始・廃止の区分(区分名)、外国税額控除 控除額、外国税額控除区分(区分コード)、学校名、掛金の種類、支払の種類、株式等譲渡所得割額控除額、還付される税金、還付先金融機関(金融機関コード)、還付先金融機関(金融機関名)、還付先金融機関(口座番号)、還付先金融機関(支店コード)、還付先金融機関(支店名)、還付先金融機関(預金種類)、基礎控除、寄附金、寄附金控除 区分、寄附金控除 控除額、寄附先の所在地、寄附先の名称、給与、給与などの支払者の氏名・名称、給与区分、給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択(区分コード)、給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択(区分名)、旧個人年金保険料の計(個人年金保険料の計)、旧生命保険料の計(一般の保険料の計)、旧長期損害保険料の計、居住開始年月日(月)、居住開始年月日(日)、居住開始年月日(年)、居住開始年月日(年号)、居住用割合、居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高、勤労学生、障害者控除、区分、経理責任者名、経理責任者名(連結法人)、計算書の種類(区分コード)、計算書の種類(区分名)、決算回数(区分コード)、決算回数(区分名)、決算日(月)、決算日(日)、原因区分(区分コード)、原因区分(区分名)、源泉徴収税額、交付を受ける補助金等の合計額、公的年金等、口座、控除額、控除区分(区分コード)、控除区分(区分名)、項、高齢者等居住改修工事等の費用の額、号、差引金額、差引金額(下段)、差引金額(上段)、差引所得税額、差引損失額のうち災害関連支出の金額、再差引所得税額、災害減免額、雑、雑(特例表示)、雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額、雑損控除、山林、市区町村、支払医療費、支払掛金、支払保険料、氏名、氏名・名称、氏名・名称読み、資本金又は出資金額、資本金又は出資金額(連結法人)、事業所屋号、事業所住所、事業所電話番号(加入者番号)、事業所電話番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所読み、事業所名称、事業所郵便番号(下4桁)、事業所郵便番号(上3桁)、事業内容、事業内容(連結法人)、事業年度(至)(月)、事業年度(至)(日)、事業年度(至)(年)、事業年度(至)(年号)、事業年度(自)(月)、事業年度(自)(日)、事業年度(自)(年)、事業年度(自)(年号)、事業用資産の譲渡損失など、社会保険の種類、社会保険料控除、取得対価の額、手続き(手続きコード)、手続き(手続き名)、種目・所得の生ずる場所、種類、収入金額、修正区分(区分コード)、修正区分(区分名)、住所、住所(下段)、住所(上段)、住所以外の事業所・事務所又は居所、住所の共同募金会、日赤支部分、住宅借入金等の年末残高、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除 区分、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除 控除額、住宅耐震改修特別控除区分(区分コード)、住宅耐震改修特別控除区分(区分名)、住宅特定改修特別税額控除区分(区分コード)、住宅特定改修特別税額控除区分(区分名)、従事月数・程度・仕事の内容、重複適用(区分コード)、重複適用(区分名)、重複適用の特例(区分コード)、重複適用の特例(区分名)、所得から差し引かれる金額、所得の種類、所得の生ずる場所、所得金額、所得税及び復興特別所得税の額、小規模企業共済等掛金控除、障害者(1)に該当する方を除きます。(区分コード)、障害者(1)に該当する方を除きます。(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(81)、上場株式等の配当等、条1、条2、条3、職業、新個人年金保険料の計、新生命保険料の計、新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高、申告の種類、申告の種類(区分コード)、申告の種類(区分名)、申告期前までに納付する金額、申告納税額、親法人所在地、親法人名称、震災関連寄附金、世帯主との続柄、世帯主の氏名、世帯主氏名、性別、性別(区分コード)、性別(区分名)、政党等寄附金等特別控除 区分、政党等寄附金特別控除 控除額、整理番号、生年月日、生年月日(月)、生年月日(日)、生年月日(年)、生年月日(年号)、生命保険料控除、製造場等所在地、製造場等電話番号(加入者番号)、製造場等電話番号(市外局番)、製造場等電話番号(市内局番)、製造場等名称、製造場等読み、製造場等郵便番号(下4桁)、製造場等郵便番号(上3桁)、青色区分(区分コード)、青色区分(区分名)、青色申告特別控除額、税額控除の名称、税務署名(税務署番号)、税務署名(税務署番号)、税理士法第30条の書面提出有(区分コード)、税理士法第30条の書面提出有(区分名)、税理士法第33条の2の書面提出有(区分コード)、税理士法第33条の2の書面提出有(区分名)、税理士名、設立年月日(月)、設立年月日(日)、設立年月日(年)、設立年月日(年号)、先物取引、専従者給与(控除)額、専従者給与(控除)額の合計額、総(床)面積、総合課税の合計額、総合譲渡・一時、続柄、損益通算の特例適用前の不動産所得、損害の原因、損害を受けた資産の種類など、損害金額、損害年月日(月)、損害年月日(日)、損害年月日(年)、損害年月日(年号)、損失区分(区分コード)、損失区分(区分名)、他都道府県の事務所等区分(区分コード)、他都道府県の事務所等区分(区分名)、退職、退職所得控除額、代表者氏名、代表者氏名(連結法人)、代表者氏名読み、代表者氏名読み(連結法人)、代表者住所、代表者住所(連結法人)、代表者電話番号(加入者番号)、代表者電話番号(市外局番)、代表者電話番号(市内局番)、代表者郵便番号(下4桁)、代表者郵便番号(上3桁)、代理人住所、代理人等氏名、代理人等氏名読み、代理人等電話番号(加入者番号)、代理人等電話番号(市外局番)、代理人等電話番号(市内局番)、代理人等郵便番号(下4桁)、代理人等郵便番号(上3桁)、第3期分の税額、団体任意検索キー1、団体任意検索キー2、団体任意検索キー3、団体任意検索キー4、団体任意検索キー5、断熱改修工事等の費用の額、地震保険料の計、地震保険料控除、提出年月日、提出年月日(月)、提出年月日(日)、提出年月日(年)、提出年月日(年号)、適用期間の特例(区分コード)、適用期間の特例(区分名)、電話番号、都道府県、市区町村、特定取得(区分コード)、特定取得(区分名)、特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高、特定断熱改修工事等の費用の額、特農の表示区分(区分コード)、特農の表示区分(区分名)、特別控除額、特例適用条文等、認定長期優良住宅新築等特別税額控除区分(区分コード)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除区分(区分名)、年(年号)、年(年号)、年月(月)、年月(年号)、年月(年号)、年分、年分(年号)、年分(年号)、年齢が50歳以上(同居親族の区分)の場合(区分コード)、年齢が50歳以上(同居親族の場合)は65歳以上(区分名)、納める税金、納税者所在地、納税者所在地屋号、納税者所在地読み、納税者所在地郵便番号(下4桁)、納税者所在地郵便番号(上3桁)、納税者電話番号(加入者番号)、納税者電話番号(市外局番)、納税者電話番号(市内局番)、納税者等部、納税地の地方自治体コード、納税地区分(区分コード)、納税地区分(区分名)、農業、農業(特例表示)、配偶者(特別)控除 区分、配偶者(特別)控除 控除額、配偶者の合計所得金額、配偶者の氏名、配偶者控除区分(区分コード)、配偶者控除区分(区分名)、配偶者特別控除区分(区分コード)、配偶者特別控除区分(区分名)、配当、配当に関する住民税の特例、配当割額控除額、配当控除、番号、非居住者の特例、必要経費(下段)、必要経費(上段)、必要経費等(下段)、必要経費等(上段)、不動産、不動産(特例表示)、不動産所得から差し引かれた青色申告特別控除額、扶養控除、扶養控除額の合計、扶養親族の氏名、復興特別所得税額、複数帳票フラグ、分子、分母、分離区分(区分コード)、分離区分(区分名)、別居の場合の住所、変動・臨時所得金額、保険金などで補填される金額、法区分(区分コード)、法区分(区分名)、本年分で差し引く繰越損失額、未公開株式等の譲渡、未納付の源泉徴収税額、郵便番号、予定納税額(第1期分・第2期分)、要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)(区分コード)、要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)(区分名)、要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)(区分コード)、要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)(区分名)、利用者識別番号(代理人等)、連結事業年度(至)(月)、連結事業年度(至)(日)、連結事業年度(至)(年)、連結事業年度(至)(年号)、連結事業年度(自)(月)、連結事業年度(自)(日)、連結事業年度(自)(年)、連結事業年度(自)(年号)、連結法人一連番号、連結法人所在地、連結法人電話番号(加入者番号)、連結法人電話番号(市外局番)、連結法人電話番号(市内局番)、連結法人名称、連結法人名称読み、連帯債務に係るあなたの負担割合、長期譲渡一般分、長期譲渡軽減分、長期譲渡特定分、短期譲渡一般分、短期譲渡軽減分、総合譲渡短期、総合譲渡長期、上場株式等の譲渡、一般株式等の譲渡、個人番号(マイナンバー)、非居住者人数、国外居住区分、負債の利子、明細、医療費控除 区分(区分コード)、医療費特例控除額、同一生計配偶者、連結法人所在地読み、利用者識別番号(連結子法人)、税務署名(連結子法人)、税務署名(連結子法人)、法人番号(連結子法人)、法人番号(連結子法人)、整理番号(連結子法人)、eLTXの利用者ID、eLTXの利用者ID(連結子法人)、給与金額、業務、業務(特例表示)、その他(特例表示)、その他、寡婦・ひとり親控除 区分、寡婦・ひとり親控除 控除額、配偶者(特別)控除 区分1、配偶者(特別)控除 区分2、扶養控除 区分、扶養控除 控除額、住借金等特別控除 区分1、住借金等特別控除 区分2、住借金等特別控除 控除額、住宅耐震改修特別控除等 控除額、外国税額控除等 区分、外国税額控除等 控除額、公的年金等以外の合計所得金額、種目、給与などの支払者の「法人番号又は所在地」等、給与などの支払者の「名称」、支出金額、給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(区分コード)、給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(区分名)、計上場株式の少額配当等、都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)、共同募金、日赤その他の寄附、都道府県条例指定寄附、市区町村条例指定寄附、保険料等の種類、支払保険料等の計、うち年末調整等以外、項目名、金額、支払保険料等の計 合計、うち年末調整等以外 合計、新生命保険料 支払保険料等の計、新生命保険料 うち年末調整等以外、旧生命保険料 支払保険料等の計、旧生命保険料 うち年末調整等以外、新個人年金保険料 支払保険料等の計、新個人年金保険料 うち年末調整等以外、旧個人年金保険料 支払保険料等の計、旧個人年金保険料 うち年末調整等以外、介護医療保険料 支払保険料等の計、介護医療保険料 うち年末調整等以外、地震保険料 支払保険料等の計、地震保険料 うち年末調整等以外、旧長期損害保険料 支払保険料等の計、旧長期損害保険料 うち年末調整等以外、ひとり親 控除区分(区分コード)、ひとり親 控除区分(区分名)、年調以外かつ専修学校等区分(区分コード)、年調以外かつ専修学校等区分(区分名)、障害者 控除区分(区分コード)、障害者 控除区分(区分名)、特別障害者 控除区分(区分コード)、特別障害者 控除区分(区分名)、寄附先の名称等 所在地、寄附先の名称等 名称、障(区分コード)、障(区分名)、特障(区分コード)、特障(区分名)、国外(区分コード)、国外(区分名)、年調(区分コード)、年調(区分名)、同一(区分コード)、同一(区分名)、別居(区分コード)、別居(区分名)、その他 調整(区分コード)、その他 調整(区分名)、16(区分コード)、16(区分名)、分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額、上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額、種目・支払者の名称等、その他 区分、その他 金額、口座情報提供同意区分、通知希望区分(加算税)、特定配当等の全部の申告不要、営業等 区分、営業等 金額、農業 区分、農業 金額、不動産 区分1、不動産 区分2、不動産 金額、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要、総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項、退職所得のある配偶者・親族、令和6年分特別税額控除、人数、控除額、再々差引所得税額、住宅 特個、その他

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするともに、様式に記載された情報について、事務マニュアルに基づき、受付時に確認を行う。 他部署又は他機関から情報を入手する場合は、団体内統合利用番号連携サーバ(連携サーバ)による庁内連携システム等の認められた方法以外での入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 上記の措置の実施に加え、庁内連携システムで情報を入手する場合については、必要な情報以外を入手できないようシステム上で制限を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード若しくは通知カード及び主務省令で定められた本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 住登住民については既存住民基本台帳システム、住登外住民については住民基本台帳ネットワークで、個人番号及び基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)と入手した情報の照合を行う。 他部署、行政機関、民間事業者、年金保険者から個人番号を入手する場合は、入手元が個人番号の真正性を確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバと連携して、氏名、性別、生年月日、住所情報の正確性をチェックする。また本人にもチェックしてもらう。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口においては、本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 他部署又は他機関から情報を入手する場合は、安全性が確認された庁内連携システム等を介してしか情報を入手しないよう事務を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等を介して他の事務で使用する特定個人情報ファイルには、アクセスできないようアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムでは、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。 ・他のシステムで保有する特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制限を行う。
その他の措置の内容	・原則としてシステムファイル以外の電子ファイルでの特定個人情報の保有を禁止する。 ・保有する場合は、他の特定個人情報と紐付けを行わないよう、教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによるユーザ認証を行う。 ・個人住民税システムが設置されているサーバ室への入退出の際には、ICカード認証、生体認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)発効管理 ・業務とアクセス権限(使用できる業務メニューの範囲、更新・閲覧等の区別等)の対応表を作成するとともに、アクセス権限の発効に際しては、利用者からの申請に基づき、市民税課長が対応表を確認し、アクセス権限を発効する。 (2)失効管理 ・権限を有していた職員が異動・退職した場合は、直ちに権限の失効を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・複数の利用者が共有する共通IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発効する。 ・パスワードは6か月ごとに変更しなければ、システムにログインできないよう制限を行う。 ・ユーザID及び付与された権限の棚卸しを6か月ごとを実施し、現状と齟齬がある場合には、直ちに修正を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	個人を特定した検索及び個人特定後の操作について、ユーザID、端末、操作日時、アクセスした特定個人情報の項目等を記録し5年間分保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例で認められた事務以外で特定個人情報の利用が禁止されていること、また、法令等に違反した場合の罰則について教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・サーバー上の特定個人情報ファイルに直接アクセス(バックアップ処理、データ抽出等)できる者を限定するとともに、サーバーでの操作ログを記録する。 ・バックアップ処理以外に特定個人情報ファイルを複製しないことや、認められた処理以外で個人番号を含むデータ抽出を行わないことを関係者に徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者と契約を締結する際は、事前に以下の項目について確認を行うとともに、契約締結後は、書面による報告を義務付ける。 ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定する。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報の利用履歴について、ユーザID、操作日時、処理事由等を記録する。 ・記録は、5年間保存する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先には契約書に明記された以外の提供を一切認めない。 ・委託先から他者に特定個人情報を提供する場合は、記録を残し、月1回確認を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先には電子ファイル等の形式で特定個人情報を直接提供しない。 ・特定個人情報の取扱いは、職員と同様にシステムを利用して行うこととする。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・業務上一時的に作成した特定個人情報ファイルは、不要となった時点で直ちに消去する。 ・業務遂行に伴い出力した特定個人情報を含む帳票等については、不要となった時点で、定められた方法により廃棄する。 ・情報の消去が適切に行われていることを、定期的に職員が確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・消去のルール ・特定個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上で結果を報告する ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システム等を利用して提供・移転を行う場合は、操作者、操作日時、利用する事務、提供する情報の項目等をシステムで記録する。 ・庁内ネットワーク等の専用線を利用して電子ファイル等により提供・移転を行う場合は、提供者、提供日時、提供先、利用する事務・システム、提供する情報の項目等を提供側で記録する。 ・上記の記録は、5年間保存する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。 ・認められた提供・移転については、庁内連携システム等の認められた方法以外を禁止する。 ・提供・移転の記録を、定期的に確認する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムファイル以外の電子ファイルでの特定個人情報の保有を原則禁止する。 ・提供・移転のルールや、法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システム等において、番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例で規定された照会者、提供者、特定個人情報の項目の組み合わせでしか情報を提供・移転できないよう、システムで制御を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否の判断するために使用するもの。</p> <p>(注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(注)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(注)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(注)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><高知市における措置> (1)サーバ ・入退室管理されたサーバ室内の施錠管理された専用ラックに設置する。 ・入退室管理装置及び監視カメラによる入退室者の記録を行う。 (2)記録媒体(バックアップ媒体等) ・原則持ち込み禁止とし、特に必要がある場合のみ許可とする。 ・施錠できる保管庫等で管理する。 ・事故、自然災害等によるデータの滅失等を回避するため、遠隔地での分散保管を実施。 (3)紙媒体 ・施錠できる保管庫等で管理する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><高知市における措置> (1)ウイルス対策 ・全てのサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入する。 ・定期的なパターンファイルの更新、リアルタイムでの監視、週1回の全ファイルチェックを実施する。 (2)OS等の修正プログラムの適用 ・全てのサーバ及び端末に対して、OS等の修正プログラムの適用を行う。 (3)不正アクセス対策 ・外部のネットワークとは、ファイアウォールを介して接続し、不正アクセスの監視を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 取得した個人番号が変更されていないか、住民基本台帳が保有する情報と年1回以上照合する。 他部署から入手する個人住民税の賦課に要する情報のうち、更新が必要なものについては、その情報ごとに更新頻度を定め、鮮度を維持する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>システム上、保管期間の経過した特定個人情報に関してはデータを削除している。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間を過ぎているものについては市民税課職員により廃棄処分(高知市の設置する焼却施設での焼却処分)を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 課税資料情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	特定個人情報の入手経路をシステム内で認められた方法に限定し、対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要な情報以外は入手できないようにインターフェースを規定している。 また端末を使用して特定個人情報を入力する場合においても、必要最低限の情報しか入力できないように設計する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	ユーザが不適切な方法で入手が行えないようにシステム上で利用可能な機能を制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード若しくは通知カード及び主務省令で定められた本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・住登住民については既存住民基本台帳システム、住登外住民については住民基本台帳ネットワークで、個人番号及び基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）と入手した情報の照合を行う。 ・他部署、行政機関、民間事業者、年金保険者から個人番号を入手する場合は、入手元が個人番号の真正性を確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバと連携して、氏名、性別、生年月日、住所情報の正確性をチェックする。また本人にもチェックしてもらう。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を取り扱うシステムに対して、アクセス制御の措置を講じている。 ・eLTax、国税連携データ等で入手する申告情報（電子ファイル）については、当該システムから入手した際に、サーバ上の保管場所に格納し、入手した情報をシステムへ取り込んだ後は、使用した電子ファイルを削除し、入手した情報の漏えいあるいは紛失を防止する対策をとっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等を介して他の事務で使用する特定個人情報ファイルには、アクセスできないようアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	課税ファイリングシステムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。また、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)発効管理 ・業務とアクセス権限(使用できる業務メニューの範囲、更新・閲覧等の区別等)の対応表を作成するとともに、アクセス権限の発効に際しては、利用者からの申請に基づき、市民税課長が対応表を確認し、アクセス権限を発効する。 (2)失効管理 ・権限を有していた職員が異動・退職した場合は、直ちに権限の失効を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・複数の利用者が共有する共通IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発効する。 ・パスワードは6か月ごとに変更しなければ、システムにログインできないよう制限を行う。 ・ユーザID及び付与された権限の棚卸しを6か月ごとに実施し、現状と齟齬がある場合には、直ちに修正を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	個人を特定した検索及び個人特定後の操作について、ユーザID、端末、操作日時、アクセスした特定個人情報の項目等を記録し5年間分保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例で認められた事務以外で特定個人情報の利用が禁止されていること、また、法令等に違反した場合の罰則について教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・サーバ・端末へのログインは認証により必要最小限のユーザに制限している。 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベースにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者と契約を締結する際は、事前に以下の項目について確認を行うとともに、契約締結後は、書面による報告を義務付ける。 ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	ID、パスワード及び権限による利用制限や使用期間を制限する等の手段を用いて、制限を行う。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	どの職員が・いつ・どのような処理で・誰の情報について扱ったかについての記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供の禁止を契約書に明記する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書にて委託業務実施場所を庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務上一時的に作成した特定個人情報ファイルは、不要となった時点で直ちに消去する。 ・業務遂行に伴い出力した特定個人情報を含む帳票等については、不要になった時点で、定められた方法により廃棄する。 ・情報の消去が適切に行われていることを、定期的に職員が確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・消去のルール ・特定個人情報の取扱いについてチェックを行った上で結果を報告する ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	提供の為、システム上から特定個人情報(紙又はPDF)を出力する際は、どの職員が・いつ・誰の情報について扱ったかについての記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。 ・認められた提供については、認められた方法以外を禁止する。 ・提供の記録を、定期的に確認する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	提供のルールや、法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供時は、情報源のシステムとの内容の照合を行うとともに、提供先等の誤りがないか確認を行う。 ・特定個人情報の確認時は、必ず担当者によるチェックを実施する。 ・システム操作に関しては、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に操作されることを防止している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><高知市における措置></p> <p>(1)サーバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理されたサーバ室内の施錠管理された専用ラックに設置する。 ・入退室管理装置及び監視カメラによる入退室者の記録を行う。 <p>(2)記録媒体(バックアップ媒体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則持ち込み禁止とし、特に必要がある場合のみ許可とする。 ・施錠できる保管庫等で管理する。 ・事故、自然災害等によるデータの滅失等を回避するため、遠隔地での分散保管を実施。 <p>(3)紙媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠できる保管庫等で管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><高知市における措置></p> <p>(1)ウイルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入する。 ・定期的なパターンファイルの更新,リアルタイムでの監視,週1回の全ファイルチェックを実施する。 <p>(2)OS等の修正プログラムの適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのサーバ及び端末に対して,本システムへの影響度を鑑みてOS等の修正プログラムの適用を行う。 <p>(3)不正アクセス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部のネットワークとは,ファイアウォールを介して接続し,不正アクセスの監視を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムが管理する特定個人情報は、定期的に情報元と整合することにより、情報の正確性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報に関してはデータを削除している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的なチェック方法	<p><高知市における措置> ・評価書の記載内容どおり運用が行われているか年に1回自己点検を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な内容	<p><高知市における措置> 監査方式: 内部監査 監査責任者: 情報政策課長 監査実施体制: 情報政策課特定個人情報保護評価担当者(数名) 監査の頻度: 年1回 監査手法: 監査事項に対する書面回答及び現地監査 ※現地監査は、情報政策課が決定した部署のみ(毎年数部署を抽出して実施) 監査事項: 評価書記載事項及び各部署で策定している情報セキュリティ実施手順の記載事項に対する運用状況 監査結果の活用: 結果に基づき運用改善を実施</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な方法	<p><高知市における措置> ・職員(派遣職員を含む)に対しては、配属時(新規事務従事時)及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条項を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時及び年1回、職員に対する研修と同等の研修の実施及び結果報告を義務付ける。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データ取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業所と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	財務部 市民税課 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9421 総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412
②請求方法	指定の様式による書面の提出(電話等の口頭は不可)により、開示、訂正及び利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市県民税賦課事務
公表場所	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部 市民税課 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9421
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	変更箇所	—	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施に伴う修正	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	—	主務省令変更・削除	事後	軽微な修正のため
令和2年10月1日	II. 6. ①保管場所	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	—	<p><個人住民税システム><給与支払報告書項目><公的年金等支払報告書項目><確定申告書項目>の項目内容追加</p>	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	III. 6. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(注2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否の判断のために使用するもの。</p>	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	III. 6. リスク5: 不正な提供が行われるリスク	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	III. 7. リスク1⑤物理的対策	—	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	IV. 2. 従業員に対する教育・啓発	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による号ずれ)
令和3年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	別表第二主務省令第四十四条の二	別表第二主務省令第四十四条の三	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠		(追加内容) ・番号法別表第二第30項 ・別表第二主務省令第三十九条の二 ・番号法別表第二第121項 ・別表第二主務省令第五十九条の四	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 3. ③入手の時期・頻度	294-3通知の入手頻度(随時)	地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	II. 3. ③使用方法	・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の名寄せ判断に個人番号を使用する。	・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、資料課税、寄附金税額控除に係る申告特例通知書等の名寄せ判断に個人番号を使用する。	事後	重要な変更にあたらないため (誤記載による修正)
令和3年10月1日	II. 4. ⑥委託先名	富士通株式会社 高知支店	富士通Japan株式会社 高知支社	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 5. 提供先1. ①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 5. 提供先2. ①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 5. 提供先4. ①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 5. 提供先5. ①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	別紙1		(追加内容) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ・社会福祉協議会	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	別紙1	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(課税資料情報ファイル) II. 3. ③入手の時期・頻度	294-3通知の入手頻度(随時)	地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(課税資料情報ファイル) II. 5. 提供先1. ①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	・その他 ・差引金額(下段) ・差引金額(上段) ・非居住者	(削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	・個人番号 ・給与などの支払者の所在地等 ・給与などの支払者の名称 ・非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	・個人番号(マイナンバー) ・給与などの支払者の「法人番号又は所在地」等 ・給与などの支払者の「名称」 ・非上場株式の少額配当等	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(追加項目) ・その他 区分 ・その他 金額 ・口座情報提供同意区分 ・通知希望区分(加算税) ・特定配当等の全部の申告不要 ・営業等 区分 ・営業等 金額 ・農業 区分 ・農業 金額 ・不動産 区分1 ・不動産 区分2 ・不動産 金額 ・特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	V. 1. ①請求先、開示請求、問合せ	総務部 広聴広報課 情報公開・市民相談センター	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和4年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	別表第二主務省令第三十一条の二	別表第二主務省令第三十一条の二の二	事後	重要な変更にあたらなため(法改正による修正)
令和4年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	別表第二主務省令第四十四条の三	別表第二主務省令第四十四条の五	事後	重要な変更にあたらなため(法改正による修正)
令和4年10月1日	II. 4. ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	紙	フラッシュメモリ	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<個人住民税システム> (追加項目) ・申告不要	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<寄附金税額控除に係る申告特例通知書項目> ・性別	(削除)	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<確定申告書項目> (追加項目) ・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項 ・退職所得のある配偶者・親族	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和5年10月1日	II. 4. ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 高知支社	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和5年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<個人住民税システム> (追加項目) ・森林環境税	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和5年10月1日	V. 1. ①請求先	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和5年10月1日	別紙1	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I. 5. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第24項	事後	重要な変更にあたらないため(法改正による修正)
令和6年10月1日	I. 5. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第十六条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第十六条	事後	重要な変更にあたらないため(法改正による修正)
令和6年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第八号に基づく主務省令」という。)	事後	重要な変更にあたらないため(法改正による修正)
令和6年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第二第1項 別表第二主務省令第一条、番号法別表第二第2項 別表第二主務省令第二条、番号法別表第二第3項 別表第二主務省令第三条、番号法別表第二第4項 別表第二主務省令第四条、番号法別表第二第6項 別表第二主務省令第六条、番号法別表第二第8項 別表第二主務省令第七条、番号法別表第二第9項 別表第二主務省令第八条、番号法別表第二第11項 別表第二主務省令第十条、番号法別表第二第16項 別表第二主務省令第十二条、番号法別表第二第18項 別表第二主務省令第十三条、番号法別表第二第20項 別表第二主務省令第十四条、番号法別表第二第23項 別表第二主務省令第十六条、番号法別表第二第26項 別表第二主務省令第十九条、番号法別表第二第27項 別表第二主務省令第二十条、番号法別表第二第28項 別表第二主務省令第二十一条、番号法別表第二第29項、番号法別表第二第30項、番号法別表第二第31項 別表第二主務省令第二十二條、番号法別表第二第34項 別表第二主務省令第二十二條の三、番号法別表第二第35項 別表第二主務省令第二十二條の四、番号法別表第二第37項 別表第二主務省令第二十三条、番号法別表第二第38項 別表第二主務省令第二十四条、番号法別表第二第39項 別表第二主務省令第二十四条の二、番号法別表第二第40項 別表第二主務省令第二十四条の三、番号法別表第二第42項 別表第二主務省令第二十五条、番号法別表第二第48項 別表第二主務省令第二十六条の三、番号法別表第二第53項 別表第二主務省令第二十七条、番号法別表第二第54項 別表第二主務省令第二十八条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第一の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第二の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第三の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第四の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第五の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第七の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第十一の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第十三の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第十五の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第二十の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第二十八の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第三十七の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第三十九の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第四十二の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第四十八の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第四十九の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第五十三の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第五十七の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第五十八の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表五十九の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第六十三の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第六十五の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第六十六の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第六十九の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第七十三の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第七十五の項、番号法第19条第八号に基づく主務省令第2条の表第七十六の項	事後	重要な変更にあたらないため(法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	番号法別表第二第57項 別表第二主務省令第三十一条、番号法別表第二第58項 別表第二主務省令第三十一条の二、番号法別表第二第59項 別表第二主務省令第三十一条の三、番号法別表第二第61項 別表第二主務省令第三十二条、番号法別表第二第62項 別表第二主務省令第三十三条、番号法別表第二第63項 別表第二主務省令第三十四条、番号法別表第二第64項 別表第二主務省令第三十五条、番号法別表第二第65項 別表第二主務省令第三十六条、番号法別表第二第66項 別表第二主務省令第三十七条、番号法別表第二第67項 別表第二主務省令第三十八条、番号法別表第二第70項 別表第二主務省令第三十九条、番号法別表第二第71項 別表第二主務省令第三十九条の二、番号法別表第二第74項 別表第二主務省令第四十条、番号法別表第二第80項 別表第二主務省令第四十三条、番号法別表第二第84項 別表第二主務省令第四十三条の三、番号法別表第二第85項の2 別表第二主務省令第四十三条の四、	番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十一の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十三の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十四の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十六の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十七の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十一の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十二の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十六の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第九十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第一百零六の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第一百零八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第一百十五の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第一百二十四の項、	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	番号法別表第二第87項 別表第二主務省令第四十四条、番号法別表第二第91項 別表第二主務省令第四十四条の五、番号法別表第二第92項 別表第二主務省令第四十五条、番号法別表第二第94項 別表第二主務省令第四十七条、番号法別表第二第97項 別表第二主務省令第四十九条、番号法別表第二第101項 別表第二主務省令第四十九条の二、番号法別表第二第102項、番号法別表第二第103項 別表第二主務省令第五十一条、番号法別表第二第106項 別表第二主務省令第五十三条、番号法別表第二第107項 別表第二主務省令第五十四条、番号法別表第二第108項 別表第二主務省令第五十五条、番号法別表第二第113項 別表第二主務省令第五十八条、番号法別表第二第114項 別表第二主務省令第五十九条、番号法別表第二第115項、番号法別表第二第116項 別表第二主務省令第五十九条の二、番号法別表第二第117項 別表第二主務省令第五十九条の三、番号法別表第二第120項 別表第二主務省令第五十九条の三、番号法別表第二第121項 別表第二主務省令第五十九条の四	番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第二百二十五の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第二百二十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百三十の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百三十二の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百三十七の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百三十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百四十の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百四十一の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百四十二の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百四十四の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百四十七の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百五十一の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百五十二の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百五十五の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百五十六の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百五十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十一の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十三の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十四の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十五の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十六の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十七の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百六十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百七十の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百七十一の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百七十二の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三百七十三の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第二第27項 別表第二主務省令第二十条	(情報照会の根拠) 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十八の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 5. 提供先1	番号法別表第二に規定する個人住民税関係情報の照会者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する個人住民税関係情報の照会者	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	II. 5. 移転先1 ①法令上の根拠	番号法別表第二項番(9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 31, 42, 53, 54, 57, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 85の2, 87, 94, 97, 108, 116, 120)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条項番(13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 53, 69, 75, 76, 81, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 106, 124, 125, 132, 137, 144, 155, 158)	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	II. 5. 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第二のとおり	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条のとおり	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	II. 6. ①保管場所		(追加項目) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年10月1日	II. 6. ③消去方法		(追加項目) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和5年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<確定申告書項目> (追加項目) ・令和6年分特別税額控除 ・人数 ・控除額 ・再々差引所得税額 ・住宅 特個 ・その他	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和6年10月1日	(個人住民税ファイル) III. 7. ⑤物理的対策		(追加項目) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ. 7. ⑥技術的対策		<p>(追加項目) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムズのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	
令和6年10月1日	Ⅳ. 3. その他リスク対策		<p>(追加項目) <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データ取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業所と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	

提供先	提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	3
総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	4
後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	115
公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	53
厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	1
	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	5
	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	73
	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	129
	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	138
	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	142
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	152
厚生労働大臣又は共済組合等	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	156
厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	58
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	91
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	98
国家公務員共済組合	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	160
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	65
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	66

市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	15
	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	28
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	37
	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	48
	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	75
	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	86
	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	87
	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	96
	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百条で定めるもの	108
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三百三十四条で定めるもの	132
	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第一百五十七条で定めるもの	155
市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第八十八条で定めるもの	106
市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	69
住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	76
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	2
	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	7
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	83
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	84

都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	11
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	13
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	39
	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	49
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務であって第九十条で定めるもの	88
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	158
	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三七〇一―二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	164
	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三―〇〇―一―号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	165
	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七―第一―号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	166
	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	173
都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	42
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	81
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	90
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	92
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	125
	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	161
	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	20
都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	89
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	144
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	137
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	141

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第四百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第四百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第四百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第四百四十二条で定めるもの	140
日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	57
文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第六十九号で定めるもの	167
	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十三号で定めるもの	171
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第五十三条で定めるもの	151
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	59
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第三十二条で定めるもの	130
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二十六条で定めるもの	124
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	63
都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第七十条で定めるもの	168
	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十一条で定めるもの	169
	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	170
	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十四条で定めるもの	172
総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第四十九条で定めるもの	147
地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付国住備第六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第六十五条で定めるもの	163